

スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）に関する特別約款

令和8年3月16日制定

（協力機関）

第1条 スタートアップ総合支援プログラム（SBIR 支援）にかかる事業（以下「本事業」という。）では試験研究委託契約共通約款（以下「共通約款」という。）第3条の2は適用しない。

（研究成果の考え方と方針の作成）

第2条 本事業では、共通約款第25条2項「乙は、本契約の締結後速やかに甲に事前協議を行い、知的財産の方針を定め、「知的財産の取扱方針（知財様式6）」を甲に提出しなければならない。また、研究の進捗に応じて知的財産の方針を変更する場合は、甲に事前協議を行った上で、同様に「知的財産の取扱方針（知財様式6）」を甲に提出しなければならない。」とあるのは、「乙は、知的財産の方針を定め、実施要領に定める「試験研究計画書」の所定欄に記入した上で、甲が別途定める期日までに甲に提出しなければならない。また、研究の進捗に応じて知的財産の方針を変更する場合は、甲に事前協議を行った上で、試験研究計画書の計画変更の手続きを行わなければならない。」とする。

（研究成果の公表・提供・利用・普及）

第3条 本事業では共通約款第27条2項中「研究成果を公表又は協力機関以外の第三者に提供しようとするとき」とあるのは、「研究成果を公表又は第三者に提供しようとするとき」とする。

（存続条項）

第4条 本事業では共通約款第52条第二号中「第3条の2（協力機関）」は適用しない。

（雑則）

第5条 本事業では共通約款第53条中「第3条の2第1項及び第3項（協力機関）」は適用しない。

（特約条項）

第6条 本事業では共通約款第56条は適用しない。

附 則

この特別約款は令和8年3月16日より施行する。